

Title	川嶋隆憲君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.6 (2020. 6) ,p.105- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200628-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

川嶋隆憲君学位請求論文審査報告

1 はじめに

川嶋隆憲君が提出した博士学位請求論文は、『民事訴訟における後訴遮断理論の再構成』とのタイトルの下に、わが国の既判力理論とその補完法理としての信義則理論が直面する課題に対し、英米法における後訴遮断理論を日本法に應用する視点を見出し、伝統的な理論の再構築を試みたものである。わが国の民事訴訟法典はドイツ法を母法としており、民事訴訟理論の根底を支える位置にある既判力理論もまた、ドイツの既判力理論による強い影響の下に發展してきた。本論文は、こうした制度と歴史による桎梏を十分に意識しつつ、なお、英米法における後訴遮断理論の中に日本法への應用可能性を追求したものである。こうした本論文の基本構想は、下記の目次に示されるとおり、序論を除いて全体で四部からなる本論文の構成に反映されている。

すなわち、本論文の第1部では、イギリスの民事訴訟における判決効による後訴遮断理論の展開が、Henderson ルールの形成と發展を中心として分析される。Henderson ルールは、イギリスにおける原則的な判決効概念である *res judicata* に対する補完法理であり、わが国における信義則による後訴遮断の法理と類似する。第2部では、アメリカ法の *res judicata* とその補完法理に焦点が当てられる。アメリカ法における *res judicata* は、請求排除効と争点排除効から構成されるが、判例法理とリストイメントによってルール化された例外法理によって補完される。第2部では、こうしたアメリカ法における後訴遮断理論とイギリスの Henderson ルールやわが国の信義則による後訴遮断理論とが対比される。第3部では、それまでの英米法理論に関する考察を元にして、わが国の後訴遮断理論の再検討のために必要な視座が提示される。具体的には、①訴訟物論と既判力論の峻別、②既判力論と信義則論の峻別、③争点効と五一型遮断効の峻別という三つの峻別の主張である。そして、最後の第4部において、本論文の総括として、わが国における既判力理論と信義則理論に関する議論状況、及び、英米法の調査と分析から得られた基本的な視座を踏まえて、あるべき後訴遮断の理論が考察される。その骨格

となるのは、再訴事案の二元的処理の妥当性の検証とその運用における具体的な指針の構築である。このように、本論文は、わが国において長い停滞の中に淀んでいともいえる後述遮断理論に対して、英米法の中でも異なるアプローチをとるイギリス法とアメリカ法による多角的な視点を取り入れて、新たな地平を切り開いた労作である。

2 提出論文の構成

川嶋君の学位請求論文の構成は以下のとおりである。なお、以下に挙げるのは、論文中の序論並びに部及び章と節に相当する項目のタイトルである。

- | | |
|--|--|
| <p>序論 本論文の目的と構成</p> <p>第1部 イギリスの民事訴訟における判決効理論の展開
—— Henderson ルールの形成と発展を中心に</p> <p>一 はじめに</p> <p>二 イギリスの民事訴訟における <i>res judicata</i></p> <p>1 <i>res judicata</i></p> <p>2 訴訟原因禁反言と争点禁反言</p> <p>3 手続濫用禁反言</p> <p>三 Henderson ルールの形成と発展</p> | <p>第2部 アメリカの民事訴訟における <i>res judicata</i>
—— 請求排除効と争点排除効に関する基礎的考察</p> <p>一 はじめに</p> <p>二 <i>res judicata</i> と関連法理</p> <p>1 <i>res judicata</i></p> <p>2 関連法理</p> <p>三 請求排除効</p> <p>1 原則論</p> <p>2 例外</p> |
|--|--|

- | | |
|---|--|
| <p>1 Henderson v Henderson (1843) 3 Hare 100</p> <p>2 Yat Tung Investment Co Ltd v Dao Heng Bank Ltd [1975] AC 581 (PC)</p> <p>3 Bradford & Bingley Building Society v Seddon [1999] 1 WLR 1482 (CA)</p> <p>4 Johnson v Gore Wood & Co [2002] 2 AC 1 (HL)</p> | <p>四 Henderson ルールの分析と評価</p> <p>1 Henderson ルールの分析</p> <p>2 Henderson ルールの評価</p> <p>五 おわりに</p> |
|---|--|

四 争点排除効

- 1 原則論
- 2 例外

五 イギリス法との比較

- 1 訴訟原因禁反言と争点禁反言
- 2 手続の濫用に基づく後訴遮断

六 おわりに

第3部 後訴遮断理論に関する基本的視座

——英米法理論からの比較法的アプローチ

一 はじめに

二 英米法理論との比較考察

- 1 イギリス法
- 2 アメリカ法

3 日本法との比較

三 基本的視座

- 1 訴訟物論と既判力論の峻別
- 2 既判力論と信義則論の峻別

3 争点効と「五一型遮断効」の峻別

四 再訴事案の法的規律

- 1 一般原則とその例外
- 2 同一紛争の蒸し返し

3 一部請求後の残部請求

4 既判力の縮小について

五 おわりに

第4部 既判力の補完法理の再検討

——遮断的作用の拡大局面を中心に

一 はじめに

二 既判力の補完法理の諸相

- 1 理由中の判断の拘束力
- 2 既判力に準ずる拘束力

3 信義則による後訴遮断

4 一部請求後の残部請求

5 理由中の判断の承継人に対する拘束力

三 既判力の補完法理の再検討

- 1 判例法理の形成と発展
- 2 既判力の作用する限界

3 補完法理の必要性と許容限度

4 補完法理の再構成——「判断拘束力構成」から

「行為評価構成」へ

5 各論に関する若干の考察

四 おわりに

以上のうち、第1部は、中央学院大学法学論叢二四巻一・二号(「イギリス民事訴訟における判決効理論の展開—Henderson ルールの形成と発展を中心に」)、第2部は、法学研究八五巻一〇号(「アメリカ民事訴訟法における *res judicata*—請求排除効と争点排除効に関する基礎的考察」)、第3部は、法学研究八六巻一一号(「再訴事案の法的規律—英米法理論からの比較法的アプローチ」)、第4部は、熊本法学一四〇号、一四一号(「既判力の補完・調整法理の諸相—遮断的作用の拡大局面を中心に(一)(二・完)」)に掲載された論考を加筆修正したものである。序論は、書き下ろしである。分量は、A4用紙で一六三頁、文字数は約二四万字である。

3 提出論文の概要

序論では、本論文の目的を述べる。わが国では、前訴と同一または関連する訴えが再び同一の相手方に対して提起される事案に対処するための訴訟法上のアプローチとして、既判力が作用する局面では既判力によって後訴を処理し、既判力が作用しない局面では信義則を根拠として遮断するという考え方が判例及び学説の趨勢である。こうしたアプローチは、「再訴事案の二元的処理」と呼ぶことができる。

このようなアプローチを採用するためには、既判力の作用領域の限界と信義則を適用するための判断基準の二つが、不可避の理論的課題となるはずである。しかし、現実には、わが国の議論は、既判力の作用領域に関する議論は戦前のドイツ法学の継受から今日まで大きな進展はなく、既判力と信義則の機能の関係の解明も不十分であるなど膠着状態にあり、新たな理論を構築する必要性は高い。そのために参考となるのが、イギリスとアメリカの両国の後訴遮断理論である。これらの両国では、再訴事案の処理に対するアプローチとして、一般的に適用される定型的な判断枠組みと、個別事情に応じて弾力的に適用される非定型的な判断枠組みという、二つの異なる判断枠組みを併用するアプローチがとられている。この分析が正しいとすれば、既判力と信義則の二つの判断枠組みを併用する日本法のアプローチは、英米法系と大陸法系という法体系の違いを超えて、イギリス法やアメリカ法と一定の親和性があることになる。本論文は、こうした二元的処理のユニバーサリティと妥当性の検証を行うとともに、英米法における理論の日本法への応用のための方途とそれを基にした後訴遮断理論の再構築について考察することを目的とする。

第一部の一、二では、イギリスの民事訴訟における後訴遮断に関する法理の基本構造を分析する。イギリスの判決効理論においては、*res judicata* と呼ばれる古典的な法原

理が判決効理論の中核をなす一方で、紛争の実質的な蒸し返しを禁止するための法理として、Henderson ルールと呼ばれる判例法理が存在する。両者の関係は、原則的には判決効である *res judicata* によって後訴遮断が規律されるが、これによって当該事案の個別事情に照らして妥当な結論が得られない場合には、裁判所の裁量的判断により柔軟な運用が可能である Henderson ルールが補完的な機能を果たす。まず、原則的な後訴遮断装置である *res judicata* は、訴訟の当事者が前訴において既に判断された事項について再び争うことを許さないとする英米法の法理である。このイギリスにおける *res judicata* は、訴訟原因禁反言 (*cause of action estoppel*) と争点禁反言 (*issue estoppel*) とに分けられ、裁判所は、一定の要件に従って典型的にその該当性の有無を判断する。これらに対し、裁判所に固有の裁量権が認められる後訴遮断に関連する法理として、手続濫用禁反言 (*abuse of process estoppel*) がある。手続濫用禁反言は、後訴が実質的に前訴の蒸し返しであると評価される場合に、裁判所が、手続の濫用を根拠として請求

を排斥することができるとする法理である。 *res judicata* が作用しない局面において、*res judicata* が作用したのと同様の効果が得られる。

第一部の三では、Henderson ルールの形成と発展が紹介される。Henderson ルールの起源となったのは、一八四三年の Henderson v. Henderson 事件における大法官裁判所の判決において表明されたルールである。しかし、同判決の時点では、*res judicata* と手続濫用禁反言の区別は、十分に意識されてはいなかった。Henderson ルールは、その後の判例の積み重ねによって、当初に考えられていたものとは大きく異なった方向へと発展を遂げることになる。まず、最初に Henderson ルールの変容をもたらしたのは、Yat Tung 事件における枢密院司法委員会の判決である。同判決は、前訴において提出可能性があった事項に対して Henderson ルールの適用があるとし、*res judicata* とは異なる方向への舵を切った。次に、Henderson ルールの発展を導いたのは、一九九九年の Bradford 事件における控訴院判決である。同判決は、Henderson ルールを意識的に *res judicata* とは区別し、また、同ルールにおける証明責任の所在を明らかにした。そして、Henderson ルール

を現在の姿に最終的に完成させたのは、二〇〇二年の Johnson 事件における貴族院の判決である。同判決は、今日における手続濫用法理としての Henderson ルールの考え方を承認した上で、Henderson ルールは、判決の最終原則を支える法理として *res judicata* と共通の基礎を有するものとした。また、Henderson ルールの適用基準ないし考慮要素に関する考え方を明らかにした。

第1部の四では、Henderson ルールの分析と評価を行う。Henderson ルールは、もともと *res judicata* に関して表明されたルールであり、*res judicata* の拡張理論として捉えられた。しかし、今日では、*res judicata* とは区別された、手続の濫用 (*abuse of process*) に基礎を置くルールであるとの理解が有力である。このように、Henderson ルールが手続の濫用に基礎を置くルールであるとする、ある事項を後訴において争うことが手続の濫用に当たると評価されるのはどのような場合かが問題となる。これについては、Johnson 事件判決により、「当事者が前訴において提出することができた争点を裁判所に提出しようとするのが、あらゆる事情に照らして、裁判所の手続を誤用ないし濫用するものであるかどうか」という総

合考量的なアプローチが提案され、判例法理として唱えられている。ここでいう「あらゆる事情」は、手続の濫用を基礎づける事由のほか、手続の濫用を免れる事由をも包含するものであり、特別の事情を基礎づける事由を含む総合的な考慮を意味する。また、手続の濫用を根拠として総合考量的に請求を排斥することから、Henderson ルールの適用は、裁判所の裁量権の行使によるものであると理解されている。したがって、判断基準の明確化には自ずから限界があることになる。こうした Henderson ルールの評価は、同ルールの適用状況は不合理かつ一貫性を欠いているとして、これに疑問を呈する見解もある。しかし、Henderson ルールは *res judicata* を補完する原理として重要であるとして、これを積極的に評価する見解が有力である。

第2部では、アメリカの民事訴訟における *res judicata* を分析する。アメリカ法における *res judicata* は、前訴と同一の請求について再び争うことを禁止する請求排除効 (*claim preclusion*) と、前訴と同一の争点について再び争うことを禁止する争点排除効 (*issue preclusion*) からなる。イギリスと比較すると、イギリスの場合は、*res*

judicata の原則の適用によっては妥当な結論が得られない場合に、手続の濫用を根拠とする Henderson ルールによって後訴を遮断するという判例法理が形成されており、具体的な事案における手続の濫用の有無は、個別事情に基づく裁判所の総合的判断に委ねられている。これに対し、アメリカの場合は、原則として前訴と実質的な同一性または関連性を有する請求及び争点に広く判決効が及ぶとされる一方で、判決効が及ばない例外的な場合について詳細なルールが存在しており、同一法系に属する両国の間で異なったアプローチがとられている。具体的には、以下のとおりである。まず、請求排除効とその例外の関係については、請求排除効の原則論によれば、原告敗訴の判決には遮断効が生じるが、①当該敗訴の理由が裁判管轄の欠缺等の場合、②原告による訴えの取下げの場合、③法律や規則において遮断効が作用しないと規定されている場合、④当該敗訴の理由が訴え提起の前提条件の不足による場合などでは、例外的に敗訴原告が再訴を提起することが許される。次に、争点排除効とその例外の関係については、争点排除効の要件を満たしていても、①争点排除効を受ける当事者が前訴で上訴審の審理を受ける機会がなかった場合、②法律上の争点について新たな判断が正当化される場合、③当

該争点について新たな判断をすることが管轄権の分配等に照らして正当化できる場合、④前訴と後訴で当該争点に関する証明責任の負担に差異がある場合、⑤上記のいずれにも該当しない場合であっても、当該争点について新たな判断をすることに明白かつ説得的な理由がある場合などでは、争点排除効が生じないとされる。このように、アメリカにおける *res judicata* は、例外に関する詳細かつ具体的なルールの補完によって、その妥当性と柔軟性が確保される仕組みとなっている。

第3部では、第2部までの英米法理論に関する比較法的な考察を元にして、わが国の後訴遮断理論の再検討のために必要な基本的視座を提示する。英米法系における判決効理論は *res judicata* を中心に構成される。しかし、*res judicata* の原則的な範囲とその例外に関する考え方は、イギリス法とアメリカ法とで同じではない。イギリス法における *res judicata* は、訴訟原因禁反言と争点禁反言から構成されるが、これらとは別に、紛争の蒸し返しを禁止する法理として、Henderson ルールと呼ばれる判例法理が存在する。他方、アメリカ法における *res judicata* は、請求排除効と争点排除効から構成されるが、判決効が及ばない

例外的な場合に關して詳細なルールが存在する。こうしたイギリス法及びアメリカ法と対比される日本法は、既判力は、確定判決に示された裁判所の判断のうち、主文に包含するものに限って生じ、判決理由中の判断には既判力は生じない。ただし、前訴と後訴で訴訟物を異にする結果、既判力が作用しない場合であつても、後訴が前訴の実質的な蒸し返しと評価されるときは、後訴は信義則に反して許されないとする判例法理が確立している。こうした日本法上の信義則に基づく後訴遮断の法理とイギリス法を比較すると、判決効の原則的ルールによるだけでは妥当な結論が得られない場合に、日本は信義則により、イギリスは Henderson ルールにより、裁判所の総合的判断の下で後訴を遮断することができるという点で共通する。加えて、総合的判断の際の具体的な基準についても、イギリスの Henderson ルールにおける考慮要素と日本の判例における考慮要素は大きく重なり合う。また、日本法とアメリカ法を比較すると、いずれも、後訴において実質的な同一性または関連性を有する請求が争われる場合に、これを遮断する法理が *res judicata* や既判力などの原則的ルールとは別個に存在しており、かつ、そうした後訴遮断の最大限を画するのは柔軟かつ弾力的な法理である点で共通する。こ

れらを総合すると、日本法とイギリス法及びアメリカ法との間には、比較法的考察のための共通の理論的基盤があると言つてよい。こうした比較可能性の存在は、日本の後訴遮断に関する理論を従来とは異なる視角から捉え直す契機となりうる。その際の基本的視座として据えるべき観点は、以下の三つが相当である。第一は、訴訟物論と既判力論の峻別である。これは、既判力論と訴訟物論は別個独立の議論とすべきであり、訴訟物論は既判力をめぐる議論に直接的な影響を及ぼすべきではないとの考え方である。第二は、既判力論と信義則論の峻別である。これは、後訴遮断の理論を既判力論に一元化しようとする一部の学説を否定するものであり、既判力論と信義則論の二元的なアプローチを正面から指向するものである。第三は、争点効型遮断効と五一型遮断効の峻別である。争点効型遮断効は、原則として前訴において審理判断の対象となつた事項について再び争うことを禁止する法理であるのに対し、五一型遮断効は、前訴において審理判断の対象になつておらず、したがつて争点効型遮断効の対象にならない事項について再び争うことを禁止する法理であり、両者を同列に扱うことは適当ではない。以上のような基本的視座の下に再訴事案の法的規律を考えるべきであり、イギリス法及びアメリカ法から得

られる示唆は、理論的にも実践的にも有益である。

第4部では、本論文の総括として、英米法の調査と分析から得られた視座を踏まえて、日本における既判力理論と信義則理論に関する議論状況を再検討し、あるべき後訴遮断の法理を考察する。日本の民訴法は、既判力は判決本文に包含される判断にのみ生じる旨を規定するが、昭和五一年の最高裁判決において、前訴と後訴の訴訟物が異なるために既判力が作用しない事案であっても、当該事案における具体的事情の下で、後訴の提起が信義則に照らして許されない場合があるとの判断が示された。この信義則による後訴遮断の法理は、既判力の原則論を補充かつ調整する解釈手法として、今日では定着をみたといいつてよい。こうした判例の態度については、一定の肯定的評価をする学説が有力である。また、平成一〇年の最高裁判決は、一部請求後の残部請求の事案において信義則により残部請求を否定した。この二つの判例の信義則を用いた後訴遮断の手法は類型が異なる。すなわち、昭和五一年判決は、事案ごとの具体的な事情を総合的に考慮する個別的なアプローチであるのに対し、平成一〇年判決は、一定の事件類型に対して個別事情を具体的に考慮することなく信義則による遮断を

認めるといふ類型的アプローチである。この二つのアプローチは両立可能である。ただし、昭和五一年判決のレンジドな既判力の限界を柔軟な信義則によって補充するというアプローチを有効に機能させるためには、信義則の発現領域を明確にしておく必要がある。この信義則の発現領域は、既判力の作用領域の限界によって画されるので、既判力の作用領域の厳密化こそが必要な作業となる。一般に、既判力の作用領域は、前訴と後訴の訴訟物が、同一関係、先決関係、矛盾関係のいずれかに該当する場合であるとされるが、これは一応の目安にすぎず、疑義を生じる事案においては、「前訴判決において既判力を生じた事項が後訴の訴訟物を判断する過程において再び審理・判断の対象となるか」という観点を元に、その作用の有無を判別すべきである。このようにして既判力の限界を定め、その限界の範囲外にある領域については、既判力の補充法理としての信義則に委ねるべきである。すなわち、紛争の蒸し返し事案に対するアプローチについては、個別事情を問わず作用する「定型的ルール」としての既判力と、その限界を補充し調整すべく、個別事情に応じて適用しうる「非定型的ルール」としての信義則を併用することが、有効かつ適切である。多種多様な背景事情を持つ紛争の蒸し返し事案の

中から再審理に値する訴えを適切に選別するためには、柔軟かつ弾力的な処理を可能とする非定型的な判断枠組みを備えておくことが必要だからである。ただし、信義則による既判力の補完は、①前訴において不可避的に攻撃防御や審理判断の対象となった事項を再び争う場合か、②前訴において攻撃防御や審理判断の対象となっていない事項であっても、当該請求や主張の提出を許容することが一方当事者の不当な利益獲得や負担回避に助力することになるなど、特に公平の観点から当該請求または主張を排除すべき要請が働く場合に限られると解すべきである。また、信義則の法律構成としては、大別して、判断拘束力構成と行為評価構成とが考えられるが、行為評価構成を採用した上で、その評価基準の明確化を図ることが、実践的かつ建設的なアプローチであり、その評価基準のためのファクターを考えるに際しては、Henderson ルールなどの英米法の遮断理論を参照かつ応用すべきである。

4 提出論文の評価

わが国の民事訴訟法における後訴遮断のための法的装置としては、一八〇〇年代末期のドイツ法に由来する既判力という法概念が明文として定められているのみであり、そ

の効力の及ぶ対象は判決本文の範囲に狭く限定されている。そのため、長きにわたって、わが国における後訴遮断の範囲はきわめて狭く、その実務における運用も限定的かつ硬直的であった。その後、一九七六年の最高裁判例によって、信義則による後訴遮断の途が拓かれた。しかし、同判例やそれに続く判例及び裁判例における運用は具体的事案への依存性が高く、一般法理への展開は十分に進んでいるとはいえない。また、既判力と信義則の機能分担の解明も進んでおらず、現在ではこの分野の議論は久しく停滞した状況にある。川嶋君の本論文は、こうした閉塞した議論状況に風穴を開けようとする果敢な挑戦としての意義を有する。そのため的手段として川嶋君が取り上げたのが、わが国における既判力論との関係ではほとんど研究がなされてこなかった英米法における後訴遮断の理論である。

まず、イギリス法については、わが国の既判力に相応する *res judicata* が Henderson ルールによって補完されるメカニズムに着目し、そこに、わが国における信義則による既判力の補完との類似性を見出した。イギリス法における Henderson ルールの役割については、これまでわが国では詳細な研究は皆無に近く、この点に関する川嶋君の業績は先駆的なものである。また、アメリカ法については、

従来から請求排除効と争点排除効の関係は研究されてきたが、その補完法理として機能する類型化された例外的処理の意義と内容については、本論文のような本格的な研究はこれまでなされていない。川嶋君は、これらの英米法における後訴遮断の法理を初めて詳細に研究したうえで、一見すると相互に異質とも思われるイギリス法とアメリカ法の間に、根底において共通する普遍的な原理が存在することを見出した。それは、リジッドなルールとフレキシブルなルールの併用による後訴遮断法理の二元化という方法論の共通性である。具体的には、イギリス法では、前者は *res judicata* であり、後者は *Henderson* ルールである。また、アメリカ法では、前者は請求排除効と争点排除効であり、後者は類型化された例外的処理の基準である。

川嶋君は、こうしたイギリス法とアメリカ法における後訴遮断法理の二元化という考え方を積極的に採用することにより、わが国の既判力論と信義則論の相互関係を整合的かつ機能的に再構築できるとする。従来のわが国におけるドイツ流の訴訟法理論の下では、既判力による画一的な処理による取りこぼしを信義則による柔軟な処理で補完するという判例の手法は、個別特定の事案の具体的状況を勘案した救済措置としての例外的な処理とするネガティブな見

方も少なくなかった。その背景にあるのは、既判力による一元的処理こそが、本来的に訴訟法理論が目指すべき王道であるとの牢固とした考え方である。こうした伝統的な理解に対し、川嶋君は、英米法におけるアプローチを丹念に分析することにより、むしろ、英米法の世界では二元的処理こそが王道であり、その考え方は、彼我の法制度の相違を超えて、わが国にも十分に応用可能であることを広範な検証と緻密な思索に基づいて丁寧に論じている。こうした川嶋君の業績は、わが国の伝統的な既判力論が陥っている現在の閉塞状況の打破を予感させるものである。

もちろん、こうした川嶋君の二元的処理の積極的な肯定という立場に対しては、判例実務に対する批判意識を欠いた単純追認であるとか、後訴遮断の可否判断における場当たり的な処理につながるなどの批判が考えられるところである。しかし、川嶋君は、そうした想定しうる批判に対して、①既判力の作用限界、②補完法理の許容限度、③補完法理の再構成という多角的な観点からの周到な回答を用意している。すなわち、①既判力の作用限界については、前後両訴の訴訟物の同一、先決、矛盾という伝統的な三類型では既判力の作用限界を画するには不十分であるとし、既判力を生じた事項が後訴の審判対象となるかという既判力

の基本に立ち返った検討が必要であるとする。また、②補完法理の許容限度については、補完法理の許容限度を画するための正当化根拠は既判力の正当化根拠と同じく当事者の手続保障でなければならないと述べ、それを基にして補完法理の許容限度を測るためのメルクマールを提唱する。また、③補完法理の再構成については、わが国の学説上主張される争点効説や信義則による拘束力説のような判断拘束力構成を否定し、判例の立場は行為評価構成であるとの分析を立てるとともに、行為評価構成の優位性を説く。川嶋君のこれらの議論は、英米法の分析による豊富な例証によって具体的に裏付けられており、また、その論理の精緻さと徹底の程度において、従来この分野における議論と比べて際立っている。そして、こうした周到な足場固めによって、川嶋君の主張する後述遮断の二元的処理という立場は、相応の説得力を獲得することに成功している。

このように本論文は、ドイツ法学の論理で構築されてきた既判力論を、英米法の判例法理を応用しながら精緻な論理をもって再構築を図っているという点で、すぐれて理論的な性格を有する著作である。しかし、本論文の学術的な価値は、それに尽きるわけではない。川嶋君は、他方において、本論文が研究者による理論のための理論となること

を回避するために、実務における運用可能性をも十分に意識した議論を行っている。それは、①本論文がイギリス法やアメリカ法を分析する際に、単なる外国法の紹介に止まらず、当初から日本法への応用可能性を意識して分析がなされていること、②本論文では、英米法上の判例のみならず、わが国の判例や学説も豊富に引用され、本格的な日本法の解釈論の展開と英米法の分析が有機的に架橋されていること、③英米法から抽象的に原理や法理を抽出するだけではなく、具体的な運用基準を現実の事件に当てはめた実務的な考察がなされていること、④イギリスの Henderson ルールやアメリカのリステイトメントの基準や規範が日本法における信義則理論と親和性の高いことを論証し、具体的な個別ルールとして日本法への導入を提言していることなどに如実に現れている。そうしたことから、本論文は、理論家にとつて刺激的であると同時に、実務家にとつても参照価値のある著作となっている。

以上が、本論文の総論的な評価であるが、本論文には、各論的な記述についても、随所に注目すべき記述がみられるので、その一部を例示的に取り上げてみたい。まず、本論文では、信義則が既判力の補完法理として有効かつ適切に機能するためには、信義則の発現領域が明確である必要

があり、そのためには既判力の作用限界が明確でなければならぬとの鋭利な論理の下に、前訴と後訴の間の同一関係、先決関係、矛盾関係の三類型を用いた伝統的な既判力論に対する疑問が展開される。既判力の三類型のような確立した理論に対する疑問の呈示は、若手の研究者にとつては勇気の要る作業であると同時に、慎重かつ周到な理論武装を必要とする。この点、川嶋君は、隙のない論理と具体例を駆使して精緻に議論を展開しており、十分に説得力のある議論がなされていると評価しうる。また、補完法理の許容限度を論じた箇所において、既判力の正当化根拠と補完法理の正当化根拠の同一を説くことにより、信義則による後訴遮断は当事者の争点選択の自由を侵害するものであつてはならないとの結論を導き出している。これは、従来の信義則論には見られなかつた考え方であり、信義則論は融通無碍であるとの伝統的な認識を覆すものである。さらに、従来のわが国の争点効説や信義則による拘束力説を判断拘束力構成と位置づけ、これに対して判例法理における信義則を行為評価構成と位置づけて対比する議論も興味深い。これに類した議論はこれまでにも存在したが、川嶋君は、イギリスの Henderson ルールも行為評価構成であるとして、同ルールの運用から抽出された考慮要素は、わ

が国の信義則論に取り込むことができるとする。つまり、信義則を行為評価構成と位置づけることは、単に理論的な意義に止まらず、Henderson ルールの取り込みを通じて実務的な意味をもつことを明らかにしたのである。こうした随所に見られる数多くの各論的な考察は、これまでのわが国における既判力論や信義則論では見られなかつた視点からのものであり、こうした点でも、本論文は高く評価されてよい。

最後に、川嶋君の研究のさらなる発展に期待して、若干の希望的な意見を述べておきたい。本論文は、既判力の補完法理としてのわが国の判例による信義則理論を肯定的に評価し、同時に、同じく判例法理である一部請求後の残部請求の遮断法理である信義則についても、これを肯定的に評価する。しかし、前者は信義則の柔軟性を承認した非定型的な運用であるのに対し、後者は信義則の内容を固定した定型的な運用である。このような信義則の便宜的な使い分けは、川嶋君の中で、どのようにして整合的に理解されているのであろうか。また、イギリスの *res judicata* を補完する Henderson ルールは個別的事情に基づく裁判所の総合的判断に委ねられているのに対し、アメリカでは判決効が及ばない例外的な場合に対して定型的なルールが存在

するが、こうした相対立する両者のアプローチにつき、日本法への示唆とするに際して本当に整合的な理解は可能なのであろうか。こうした点について、本論文では、必ずしも十分な説明が尽くされているとはいえないように思われる。また、比較法的考察の徹底という観点からは、ドイツをはじめとする大陸法の世界における後訴遮断理論の現代的な展開にも、さらに目を向けていく必要があるように思われる。

5 結 論

以上のとおり、今後に対する若干の希望を述べたが、それは川嶋君に対する我々審査員一同の期待の深さを示すものであり、本論文の学問的評価をいささかも損なうものではない。本論文は、既判力論という民事訴訟法学の最重要課題とその補完理論としての信義則論という民事訴訟法学上の最大のテーマを正面から取り上げ、詳細かつ精緻な検討を行ったものとして、また、大陸法型の後訴遮断の理論と英米法における後訴遮断の理論を初めて有機的に結びつけて生産的な結論を導き出した先駆的業績として、学界に優れた貢献を果たしたことは明白であり、その意義は誠に大きいといえる。よって、審査員一同は、本論文は博士

(法学) の学位を授与するに十分値するものと判断し、ここにその旨を報告する次第である。

二〇二〇年一月一七日

主査

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
法学研究科委員・博士(法学)

三木 浩一

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士(法学)

大濱しのぶ

副査

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

芳賀 雅顯